

JR 余市駅周辺における交通結節点基盤整備調査事業
公募型プロポーザル方式実施要領

令和5年8月

余市町総合政策部政策推進課

JR 余市駅周辺における交通結節点基盤整備調査事業公募型プロポーザル方式 実施要領

1. 目的

北海道新幹線札幌開業に伴い経営分離される JR 函館本線の長万部・小樽間は、バスを中心とした新たな交通ネットワークの構築に向けた検討を進めていくこととされ（バス転換）、JR 余市駅については 2030 年に鉄道が廃止となった後、新たな交通ネットワークにおいて周辺地域を結ぶ交通結節点となることが想定される。

本業務の実施により、並行在来線のバス転換を後志地域における新たな交通ネットワークの利便性向上のチャンスと捉え、JR 余市駅周辺エリア（以下「本エリア」という。）を余市町の玄関口としてふさわしい交通結節点とすべく、今後の整備計画の基礎となる整備方針を定めることを目的とする

2. 業務の内容等

- (1) 業務名 JR 余市駅周辺における交通結節点基盤整備調査事業
- (2) 内容 余市町の交通機能について、既存の調査資料や追加調査を踏まえながら現状を把握・整理し、2030 年（並行在来線のバス転換時）及び 2030 年（バス転換後）以降の交通状況について将来予測を行う。将来予測を行った上で余市町における交通結節点機能とそのあり方を明確化する。（詳細は別紙「JR 余市駅周辺における交通結節点基盤整備調査事業仕様書」のとおり）
 - ①余市町の交通機能等の現状整理
 - ・地域概況及び関連計画の整理
 - ・地域公共交通実態整理
 - ・住民及び観光客の移動実態・ニーズ把握調査等の実施
※既存資料の活用を前提とし、必要に応じ追加調査実施
 - ・本エリアの土地・建物の権利関係の整理
 - ②各交通状況の将来予測
 - ・①を踏まえ、バス・タクシー・自家用車・自転車・歩行者等の交通の状況について、2030 年・2040 年・2060 年の将来予測を行う
 - ③各時点における余市町の交通結節点としての課題と将来的なあり方の検討
 - ・バス転換前（2030 年まで）：既存のバス停留所の集約、新たな交通ネットワークを見据えたバス停留所の配置等

- ・バス転換時（2030年）：交通結節点整備工事等の開始に伴う、タクシープール、バスレーン、バス停留所、自家用車駐車場、駐輪場等の交通機能の移設（仮設）等
- ・バス転換後（2040年、2060年）：人口減少に伴う公共交通利用者の減少等、交通機能を取り巻く環境の変化を見据えた再整備や機能の検討

④参考となる先進事例

- ・本エリアの交通結節点としての再整備、機能の付加、まちづくりと一体となった整備等の先進的な事例について、整備手法、余市町における適応度も考慮しながら、情報収集・整理を行う。

⑤機能強化・整備のあり方と配慮すべき事項の検討

- ・③及び④を踏まえ、機能強化・整備のあり方と配慮すべき事項を検討する。施設整備を検討する際には、公共施設との複合化や民間参入を視野に入れた施設機能の検討を行う。

⑥モデル整備案の検討

- ・⑤を踏まえた整備案の検討を行い、機能や事業費別に3パターン程度モデル案を作成。様々な実情を踏まえ、持続的で実現性の高い整備を検討し、概略機能配置・整備案（イメージパース等）を作成、概算工事費の算定を行うとともに、活用可能な補助金と要件等を調査する。事業展開上の課題について検討・整理する。
なお、概算工事費は、他自治体等における事例を参考に全体工事費を設定する。

⑦整備に向けたスケジュールのシミュレーション

- ・整備計画、概略設計、工事等のスケジュールをシミュレーションしロードマップを作成する。

⑧余市町地域公共交通活性化協議会等の運営支援

- ・本業務における協議先機関である「余市町地域公共交通活性化協議会」の資料作成及び運営支援を行う。※3回程度
- ・本業務において連携を予定する、北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議及び北海道後志地域公共交通活性化協議会に対して、資料提供など必要な協力を行う。

(3) 業務委託期間 令和5年（2023年）契約日から

令和6年（2024年）3月11日（月）まで

(4) 委託上限額 20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 所管課 本業務の所管課は余市町総合政策部政策推進課とする。

3. 参加資格要件

本業務に係る公募型プロポーザルの参加資格要件は、次の各号に掲げ

る要件をすべて満たす者とする。

- (1) 余市町入札参加資格者名簿に登録されていること。余市町入札参加資格者名簿に登録のない者は、競争入札参加資格審査申請手続きを済ませること。なお、新たに余市町競争入札参加資格者登録を行う場合は、次のスケジュールを参照のうえ、余裕を持って申請を行うこと（詳細は、総務部財政課（電話：0135-21-2114）に問合せのこと）（申請受付スケジュール（公表日現在））

受付日時
令和5年8月17日（木）～8月29日（火）

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (3) 参加表明書の提出期限日において、余市町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定による指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 余市町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）に規定する暴力団関係事業者等でないこと。

4. 参加表明手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年（2023年）9月6日（水）必着
- (2) 提出先 〒046-8546
北海道余市郡余市町朝日町26番地
余市町総合政策部政策推進課
電話：0135-21-2117
メール：s.suisin@town.yoichi.hokkaido.jp
- (3) 提出書類 参加表明書（第1号様式）
参加表明者概要調書（第2号様式）
法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（直近3か月以内のもの、写し又はスキャンデータ可）
- (4) 提出方法 郵送、持参、電子メール ※電子メールで提出の場合、当

日中に余市町より受領確認のメールを返信する。

5. 参加資格審査

本プロポーザルへの参加表明書を提出した者について、「3. 参加資格要件」に掲げる参加資格に合致しているか確認し、結果を通知するものとする。

6. 受注候補者の選定方法

(1) 選定審査

参加資格審査の結果、参加資格を満たすと認められる者（以下「企画提案者」という。）は、「7. 企画提案書の作成要領」により、企画提案書を作成し、提出するものとする。

余市町は、受注候補者の選定にあたり、「JR 余市駅周辺における交通結節点基盤整備調査事業選定審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、企画提案書等の内容を審査する。

(2) 選定審査の方法及び評価基準

選定審査は、企画提案書並びにこれに基づくプレゼンテーション及びヒアリングの実施による企画提案の内容等に関する評価（以下「評価点」という。）と見積額による価格に関する評価（以下「価格点」という。）により行う。

ア. 評価点

評価点は、次の評価基準に基づき審査会の各審査員（5～7名）が審査する。

各評価項目の配点の合計は、審査員1名につき45点とし、項目ごとの配点は公表しないものとする。

【評価基準】

	評価項目	評価の着目点
1	業務全般の実現可能性・妥当性	・業務の目的や内容を十分に理解した提案がなされているか ・本町を取り巻く環境の実情、課題等を的確に把握した上での提案であるか
2	調査・分析・将来予測の方法	・情報把握方法、調査方法、将来予測方法は効果的かつ現実的か。
3	モデル整備案及びロードマップの策定方法	・将来予測に基づく交通結節点機能の選定方法とモデル整備案の検討方法が具体的かつ実現可能な提案であるか

4	実績・経験等	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務等の実績、経験があるか ・実施体制が十分であるか（配置予定技術者の経験、能力等）
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書とプレゼンテーションの整合性について ・プレゼンテーションのわかりやすさ、質疑応答の適切・迅速性 ・その他、業務全般に対する意欲が感じられるか

イ. 価格点

価格点は、見積額により算定する。

価格点の上限は、企画提案者につき10点とし、見積金額による配点の区分は公表しないものとする。

(3) 受注候補者の選定

ア. 選定方法

各審査員が採点した評価点の合計を採点した審査員の数で除した平均点（以下「平均点」という。）、これに価格点を加算した合計点（以下「合計点」という。）が最も高い企画提案者を受注候補者とする。

なお、平均点が27点（6割）に満たない企画提案者は、選定の対象としない。

イ. 同点の場合の取扱い

合計点が最も高い企画提案者が複数の場合は、評価点の合計が高い者を受注候補者とする。

なお、評価点の合計が同点である場合は、見積額が低い者を受注候補者とする。

上記によっても受注候補者を選定できないときは、くじ引きにより決定する。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、文書で通知するものとし、余市町ホームページに掲載する。

(5) その他

選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

7. 企画提案書の作成要領

(1) 企画提案書は、企画提案書提出書（第3号様式）に添付して提出すること。

(2) 企画提案書は、日本工業規格A列4版大（A4サイズ）の用紙を使

用するものとし、様式は定めない。

なお、図面等の提出を要する場合は、折りたたんでA4サイズ以内となるものの添付を認める。

- (3) 企画提案書に実施体制計画書（第4号様式）及び見積書を添付し、見積額には消費税及び地方消費税を含めた額を記載すること。

8. 企画提案書の提出

- (1) 受付期間 令和5年（2023年）9月11日（月）午前9時から
令和5年（2023年）9月21日（木）午後3時まで

- (2) 提出先 「4. 参加表明手続き」に同じ

- (3) 提出書類

- ア. 企画提案書提出書（第3号様式）
- イ. 企画提案書（任意様式）
- ウ. 見積書（任意様式）
- エ. 実施体制等計画書（第4号様式）

- (4) 提出方法

郵送、持参、電子メール。ただし「イ.企画提案書」については正本1部、副本12部を必ず郵送することとし、電子メール等にてデータを送付すること。※電子メールで提出の場合、当日中に余市町より受領確認のメールを返信する。

- (5) その他

- ア. 企画提案書等の提出は、1者につき1案とする。
- イ. 企画提案書等の提出後の差替え及び再提出は認めない。
- ウ. 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ. 提出された企画提案書等は本プロポーザルの審査以外の目的で使用しないものとする。

9. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案者は、審査会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとし、実施方法は次のとおりとする。

ただし、企画提案者の数が4者を超える場合は、事前に書類選考を行い、プレゼンテーション及びヒアリングの実施対象者を概ね4者程度とする。

- (1) 実施日 令和5年（2023年）9月26日（火）13時～

（実施対象者に別途通知する。）

- (2) 場所 余市町役場3階301・302号会議室

- (3) 提案時間 30分以内とする。（提案者多数の場合は時間を変更する）

場合がある。)

- (4) 質疑応答 15分以内とする。
- (5) 参加人数 5名以内
- (6) その他

- ア. プレゼンテーションは、パソコン、プロジェクタ及びスクリーンを使用できるものとする。プロジェクタ、スクリーン、HDMI ケーブル、電源コードについては余市町が用意する。
- イ. プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づき行うものとし、企画内容の追加、変更等は認めない。

10. 質問及び回答

本プロポーザルに関し、質問がある場合は、電子メール又はファックスにより質問書(第5号様式)を提出すること。なお、質問の内容が提案の申込手続き等に関する場合は、質問と回答の内容を町ホームページで公表することがある。

- (1) 提出期限 令和5年(2023年)9月19日(火)午後5時まで
- (2) 提出先 FAX: 0135-21-2144
(余市町総合政策部政策推進課宛)
メール: s.suisin@town.yoichi.hokkaido.jp
- (3) 回答方法 質問者及び参加表明者に電子メール又はファックスで回答する。

11. スケジュール

下記のスケジュールで実施する。なお、日程等は変更する場合がある。

令和5年	8月17日(木)	公募開始
	9月6日(水)	参加表明書提出締切
	9月11日(月)	提案書受付開始
	9月19日(火)	質問受付締切
	9月21日(木)	提案書受付締切
	9月26日(火)	プレゼンテーション実施
	10月上旬頃	選定結果の通知
	10月中旬頃	契約締結(予定)

12. 失格事項

参加表明者が次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出方法、提出先、提出期限の条件に適合しない場合
- (3) 提出書類が、本実施要領で指定する様式を使用していない場合

- (4) 見積額が委託限度額を超えている場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合

13. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類の作成、提出及びプレゼンテーション参加等に係る経費は、すべて企画提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等のすべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、本業務の受注候補者選定以外には無断で使用しないものとする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本業務の受注候補者選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 企画提案者が業務の一部を第三者に委託する場合は、企画提案書にその旨を明記し、当該第三者に企画提案者の義務と同等の義務を負わせるものとする。
- (7) 前号に該当する場合は、企画提案者は当該第三者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (8) 企画提案者が業務のすべてを第三者に委託することは認めない。
- (9) 選定審査の結果、選定された受注候補者が辞退又は失格、その他の理由により契約に至らなかった場合は、次点の者を受注候補者としてすることができるものとする。
- (10) 余市町は、やむを得ない理由等により本プロポーザルの実施を中止、又は変更することができるものとする。この場合において、余市町は、企画提案者が本プロポーザルの企画提案手続き等に要した一切の費用等を負担しない。
- (11) 本プロポーザルにより選定された受注候補者の企画提案内容は、その全てについて契約を保証するものではなく、当該受注候補者との契約手続きにおいては、当該業務の仕様等について余市町及び受注候補者が協議するものとする。
- (12) 本プロポーザルは余市町令和5年度補正予算成立を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、補正予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、余市町は、企画提案者が本プロポーザルの企画提案手続き等に要した一切の費用等を負担しない。